

第二章 本會ニ共立會ニ歸ス

スル者モ以テ歸ス

第一節 本會ハ大連江東清郷ノ各町ニ於テ、其ノ各町ニ於テ

第一條 第一節 第一條

第二條

第三章 本會ニ共立會ニ歸スル者ノ資格

第四節 附則

附則 本會ニ共立會ニ歸スル者ノ資格

附則 本會ニ共立會ニ歸スル者ノ資格

附則 本會ニ共立會ニ歸スル者ノ資格

附則 本會ニ共立會ニ歸スル者ノ資格

附則 本會ニ共立會ニ歸スル者ノ資格

附則 本會ニ共立會ニ歸スル者ノ資格

第三條 本會ニ所要ノ班ヲキ本部ト連絡ヲ保チ一致ノ行動ヲ

ナスモノトス

班ノ廢置ハ代議員會ノ決議ニヨリ定ムルモノトス

第四條 本規約ハ代議員會ノ決議ヲ經ルニアラザレバ變更スル

コトヲ得ズ

第二款 目的及事業

第五條 本會ハ本會ノ主義綱領ノ實現ヲ計ルヲ以テ目的トス

第六條 前條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲナス

一、共濟 二、職業紹介 三、出版 四、講演 五、購買

六、教育 七、勞働調査 八、人事相談 九、其他會員ノ福利

増進ニ關スル事業

第三款 入會及退會

第七條 本會員タラズトスルモノハ入會申込書ニ所要ノ記入ヲ